

令和7年度版

未就学児をもつ
保育士に対する

保育料の一部貸付制度のご案内

～ 未就学児をもつ保育士を応援します! ～

本制度は、未就学児をもつ保育士で、保育の仕事に就労することが決定している方に、
保育所等の利用に係る保育料の一部を貸付する制度です。

対象者

以下の全てを満たす方

- 1 未就学児をもつ保育士の方
- 2 県内の保育所等(千葉市の施設を除く)に新たに勤務する方
または、産休・育休から復帰する方
- 3 県内の保育所等に保育士として週20時間以上勤務する予定で、
2年間引き続き業務に従事しようとする意思を有する方

※結果として週20時間以上の勤務を満たさない場合には、返還対象となる場合があります



貸付金額

保育料の半額(ただし、月額2万7千円以内)、最長12ヶ月

※保育料が変更された場合は、見直しを行います

返還免除

県内の保育所等で2年間継続して児童の保護等(保育等の業務)に従事した場合、貸付金の全額が返還免除となります。

※保育所等とは、保育所・幼稚園(預かり保育を常時実施している施設)・認定こども園・家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業・病児保育事業・一時預かり事業・企業主導型保育事業 等

申込方法

- 千葉県社会福祉協議会まで郵送にてお申し込みください。
- 申し込みにあたっては、保証能力のある連帯保証人が必要です。

※必要書類は「貸付制度の手引き」(下記ホームページに掲載)に記載しています。貸付申請時から返還免除(又は返還完了)になるまで、「貸付制度の手引き」を必ずお手元に保管してください。

よくある質問

Q1 保育料とは具体的に何をさしますか。

A1 自治体から通知された「保育料決定通知書」に記載された額になります。直接契約の場合は、契約書に記載された額となります。

Q2 保育料の一部貸付と就職準備金貸付の併用はできますか。

A2 「就職準備金貸付」との併用は可能です。ただし、申請受付期間は異なりますのでご注意ください。なお、母子寡婦福祉資金や生活福祉資金などの公的な貸付制度は、保育料の一部貸付と同じ目的で利用している場合は、併用することはできません。



詳しくは、「未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付の手引き」(令和7年度版)を御確認ください。

<https://www.chibakenshakyō.net/loanchildcare/partialloan/>

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 福祉人材確保・定着推進部 資金貸付班(保育担当)

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター1階 電話 043-306-7572(受付時間:平日10:00~18:00)

